

第6節 教育・文化関連催事における演奏又は上映を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音

教育活動又は文化活動の一環として開催される発表会、競技会その他の催事であって以下に定めるもの（以下「教育・文化関連催事」という。）において、当該催事に参加する団体又は任意のグループ若しくは個人（いずれも営利を目的として参加するものを除く。以下「参加者」と総称する。）が、公の演奏又は上映を行うことを目的としてレコードの複製及びレコード実演の録音を行う場合の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

- 1 音声作品、映像作品の発表会その他これに類する催事
 - ① 邦盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
1催事あたり、1曲5,000円
 - ② 洋盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
1催事あたり、1曲50,000円以下で委託者が指定する額
- 2 バトントワーリングの競技会その他これに類する催事
 - ① 邦盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
1催事あたり、1曲5,000円
 - ② 洋盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
1催事あたり、1曲50,000円以下で委託者が指定する額
- 3 馬術の競技会その他これに類する催事
 - ① 邦盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
1催事あたり、1曲5,000円
 - ② 洋盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
1催事あたり、1曲50,000円以下で委託者が指定する額
- 4 ダンスの競技会その他これに類する催事
 - ① 邦盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
1催事あたり、1曲5,000円
 - ② 洋盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
1催事あたり、1曲50,000円以下で委託者が指定する額

(本節の備考)

(1) この節における用語の定義は以下のとおりとする。

- ① 邦盤レコード
国内のレコード製作者が著作権隣接権を有するレコードをいう。
- ② 洋盤レコード
外国のレコード製作者が著作権隣接権を有するレコードをいう。
- (2) 1、2又は4の規定を適用するにあたり、第一次予選から最終本選に至るまで複数段階が存在する発表会、競技会その他の催事については、全段階を通じて「1催事」とみなす。
- (3) 3の規定が適用される催事について、当該催事を主催又は後援する団体が包括的利用許諾契約を締結する場合におけるレコード及びこれに録音されたレコード実演の年間使用料合計額は、3の規定及び利用状況等を参酌して決定する。
- (4) 4の規定が適用される催事について、包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、4の規定にかかわらず、参加者ごとの利用曲数の合計に応じて表に定める額とすることができる。この場合において、当該催事に下記①、②の各事由が認められるときは、該当する事由ごとに、それぞれ下記の割引率を乗じて使用料を算定することができる。
- ① 非営利法人のみの主催に係る大会又は非営利教育機関若しくは教育委員会の主催若しくは後援に係る大会であること。 60%
- ② 参加者が専ら児童、生徒又は学生であること。 50%

(表)

参加者ごとの利用曲数の合計	使用料額
50曲まで	40万円
100曲まで	78万円
150曲まで	114万円
200曲まで	148万円
250曲まで	180万円
250曲を超える場合	50曲までを増すごとに、 30万円を加算して得た額

なお、表に定める使用料額は、本規定の変更実施日から1年が経過するまでの間に包括的利用許諾契約が締結された催事に限り、本規定の変更実施日から1年が経過するまでの間は、表に定める使用料額の50/100相当額、本規定の変更実施日から1年経過してから2年が経過するまでの間は、表に定める使用料額の60/100相当額、本規定の変更実施日から2年経過し

てから3年が経過するまでの間は、表に定める使用料額の80/100相当額にそれぞれ読み替える。